

第6回第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会議事録

日時：平成30年12月26日(水) 14:00～16:00

場所：長久手市保健センター 3階 会議室

【出席委員】(50音順・敬称略) ◎委員長 ○副委員長

浅井 成美 (まちづくり協議会長・自治会連合会長・区長会)

川本 達也 (子ども会連絡協議会)

喜多 一憲 (長久手市社会福祉協議会)

◎佐野 治 (静岡英和学院大学)

住田 敦子 (尾張東部成年後見センター)

○竹田 晴幸 (百千鳥)

寺西 弘治 (公募市民)

細川 修 (長久手市教育委員会)

松宮 朝 (愛知県立大学)

水野美々子 (ボランティアセンター運営委員会)

山口 節子 (民生委員・児童委員協議会)

吉村 尚子 (瀬戸旭長久手薬剤師会)

【欠席委員】(50音順・敬称略)

加藤みゆき (愛知たいようの杜)

川本さだ子 (ながくてすこやかメイト)

鈴木 康元 (瀬戸保健所)

西山 孝樹 (瀬戸歯科医師会長久手歯科医会)

服部 努 (東名古屋長久手市医師会)

三浦 肇 (長久手市商工会)

水野 正人 (あいち尾東農業協同組合)

【傍聴者】

1人

1 あいさつ (佐野委員長)

来年度から入管法が改正される。それにより、外国人労働者が増えることが見込まれるが、地域共生社会の中には、外国人を含めての多文化共生などを受け入れるという意味も入っている。そのため、今後の地域福祉計画の重要度はますます高まると思われる。

本計画もいよいよ佳境となっている。今後とも委員の皆さまにおいては、忌憚ないご意見やご助言をいただきたい。

2 議題

(1) 第2次長久手市地域福祉計画の素案

資料1 (P1～50、P84～85) により事務局から説明

地域福祉計画の記載内容について説明。計画の背景、位置づけ、地域共生社会の実現、本市の現状や課題、基本理念・目標、共通して取り組むもの、事業の記載方法について説明を行った。また、計画の周知や推進方法、巻末資料についても説明を行った。

(委員)

本委員会にて提出された素案の見直しはどのようにするのか。

(事務局)

今後、パブリックコメントの実施を予定しているが、その前に再度修正したものを各委員に送付することを予定している。

(委員)

第4章1(1)の「人財との協働」の「財」は、どのような意図があるのか。また、新規事業や事業の再掲は、分かるようにしてほしい。

「農と地域福祉の連携」は、以前から謳われているが、事業所単位で行われており、広がりを感じられない。ぜひ、市全体で取り組んでほしい。

(事務局)

地域の人材は、「財(たから)」であることから、あえてこの字を使用している。

(委員)

表紙に「長久手市社会福祉協議会」を追加してほしい。また、巻末などに担当部署の記載もしてほしい。

(事務局)

表紙には、市及び市社会福祉協議会を表記する。また、巻末には、部署を含め発行元等の記載していく。

(委員)

本素案には記載がないが、セクシャルマイノリティーについていかがされるか。地域の中において共に生きるのであれば、どこかで発信することでその方々が安心して暮らせるようになると思われる。

(事務局)

性的少数者への配慮については、本計画に直接の記載はないが、他計画の1つである男女共同参画基本計画にその旨の記載があるため、本計画においても記載方法について検討していきたい。

(委員)

第2章1(6)の生活保護の状況において、人口増加に対し微減となっているが、障がい者施策や生活困窮等の施策の効果が出ているのか。

(事務局)

障がいの施策の1つとして就労の相談員の配置などを実施しているが、直接的な大きな要因には至ってないと思われる。

委員長より議題(1)の方向性について、出席委員に諮ったところ、異議無く満場一致で原案のとおり可決された。また、文章の微修正については、委員長と事務局により行うこととされた。

(2) 第2次長久手市地域福祉活動計画の素案

資料1 P 5 1～P 6 3、別添1により事務局から説明

計画策定の趣旨、基本的な考え方、体系やアクションプラン等素案の内容について説明を行った。計画の推進にあたっては、基本目標毎に行動計画を設けて取り組んでいくことを説明した。

(委員)

アクションプラン内「行動計画」にて取り組む内容が、3年目までと4年目以降で変わる場合がある。これは、より事業を高度化していくという事で意味があると思うが、事業の評価・検証時も、基準の数値が途中で変わる場合はどのように扱うのか。

(事務局)

事業の評価については、記載の事項を評価基準としている。しかし、記載のある項目のみ実施するという事ではない。

(委員)

長久手市の課題として、つながりの弱さ・参加の少なさがあるが、つながっていない・参加しない層に対して、企業や団体等と連携して様々な学習の場を提供していくことが大きな柱になると思うが、第2次計画でこれらの課題に対応できる新規事業があるか。

(事務局)

第2次計画の主な新規事業としては、地域力強化推進事業におけるご近所パートナー訪問事業や、声かけネットワーク協力事業があげられる。

(委員)

声かけネットワーク協力事業とご近所パートナー訪問事業の違いは何か。

(事務局)

声かけネットワーク協力事業は、避難行動要支援者名簿を活用し、災害時に避難等の支援が必要な要介護高齢者や障がい者を、まちづくり協議会、自治会連合会、自主防災組組織や民生委員等の地域住民・団体と社協とが連携して、平常時から見守る仕組みを作るものである。ご近所パートナー訪問事業は、依頼により日常的な見守りや声かけが必要な個人と見守るボランティアとをつなぐ事業である。

(委員)

多機関協働相談支援包括化推進事業は重要な事業であり、アクションプランに加えた方がよいと思う。

(事務局)

多機関協働相談支援包括化推進事業は、地域力強化推進事業と同様に重要な事業であることから、体系に位置づけし、アクションプランも作成していく。なお、記載内容については、市と協議していく。

(委員)

地域福祉活動計画のなかで、職員が共通認識を持つことを明言していることが良い。また、コラムも読みごたえがある。多機関協働包括化推進委員において、生活支援コーディネーターが切り離されている感じがあったので検討いただきたい。

委員長より議題(2)の方向性について、出席委員に諮ったところ、異議無く満場一致で原案のとおり可決された。また、文章の微修正については、委員長と事務局により行うこととされた。

(3) 長久手市地域自殺対策計画の素案

資料1 (P64~83)により事務局から説明

地域自殺対策計画の記載内容について説明。計画の背景、位置づけ、今後の取組や評価指標等の説明を行った。

(委員)

ライフステージで記載しているが、事業主が金銭面で困って自殺に追い込まれるケースもあると考えられる。中高年労働者への対策はどのようなか。

(事務局)

市の自殺対策についての取組事業については、現在掲載しているものに限るものではない。中高年労働者への対策については、掲載している事業の中では消費生活相談や、場合によっては生活困窮者支援が該当する。本市では連携した支援体制が整っているため、必要に応じて担当課などにつなぎ対応をしていく。

(委員)

長久手市は非常に少ない自殺者数の中で現状分析がされている。しかし、人口10万対にするとひとりの増減で大きく変動してしまうことが懸念される。

(事務局) 表現方法については検討していきたい。

(委員)

地域の学校協働活動事業があるが、これこそ地域の協力が必要である。そのあたりの力を入れていただきたい。また、みどりの推進課での平成こども塾も担い手が少なくなっていて大変になっているため、今後のあり方の検討が必要。

委員長より議題(3)の方向性について、出席委員に諮ったところ、異議無く満場一致で原

案のとおり可決された。また、文章の微修正については、委員長と事務局により行うこととされた。

3 その他

(事務局から計画策定に関する説明事項)

- (1) 平成31年1月末～2月末にかけてパブリックコメントを実施予定であることを説明。
また、市民への説明会を2月9日(土)に開催予定であることを説明。
- (2) 計画の周知に係り、地区社協いきいき運動教室などの小規模な集まりに出向き、計画について説明することを説明。
- (3) 次回策定委員会では、パブリックコメントにて提出された意見などを踏まえたものを各委員に送付することを説明。

(その他説明事項)

- (4) 第7回の策定委員会を3月19日(火)午後2時に開催予定であることを案内。
- (5) 平成31年3月2日(土)に地域福祉講演会を実施することを案内。
- (6) 成年後見に関するセミナーに関して案内。

(以上)